

コーナンPayモバイルカード規約

第1条（目的）

本規約は、コーナン商事株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するコーナンマネー（以下「マネー」といいます。）の利用条件について規定するものであり、利用者がコーナンPayモバイルカード（以下「モバイルカード」といいます。）を使用してマネーを利用するにあたり本規約が適用されます。なお、コーナンPayサービス（以下「本サービス」といいます。）に関連して当社またはコーナンマネー取扱店（以下「取扱店」といいます。）が提供するサービスについては、本規約と併せて当社または取扱店が別途定める規約が適用されます。

第2条（用語）

本規約において使用する用語の定義は、別途定義されない限り、次のとおりとします。

- (1) コーナンマネー（「マネー」）とは、当社が発行し、モバイルカードを介して所定のサーバーに記録される流通貨幣に相当する価値をいいます。なお、チャージによって加算されたマネーを「チャージマネー」、当社および取扱店等から、チャージ時に付与されるマネーを「チャージ特典マネー」、利用登録時等、当社所定の条件にて付与されるマネーを「期間限定マネー」と称するものとします。
- (2) コーナンPayサービス（「本サービス」）とは、利用者が取扱店に対し、物品（商品券その他金券類、切手、はがき、印紙類、取扱店指定の一部商品を除く）・サービス等の商品（以下「商品等」といいます。）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりモバイルカードにチャージされたマネーを利用することで、当社または取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) コーナンPayモバイルカード（「モバイルカード」）とは、登録スマートフォン等（本条13号で定義します。）の画面に表示され、本規約末尾に記載されているコーナンPayマークならびに利用登録者がマネーを管理および利用するためのバーコードを表示した画面表示型カードをいいます。
- (4) 利用者とは、モバイルカードの保有者であって、本規約に基づき本サービスを利用される方をいいます。
- (5) 利用登録者とは、スマートフォン等に表示されたアプリの手順に従い利用に必要な利用者情報の登録をし、本規約に同意のうえ本サービスの利用登録をされた（以下「利用登録済」といいます。）個人の方をいい、原則1人1モバイルカード番号について登録ができるものとします。また、利用登録時に一部情報の届出がなくても利用登録を認める場合がありますが、その場合、利用登録者は当社が提供するサービスの一部を受けることができない場合があることを承諾するものとします。なお、同一の方が複数のモバイルカードを保有する場合、特に定めのない限り、それぞれ別の利用者として取り扱われます。
- (6) コーナンマネー取扱店（「取扱店」）とは、当社またはコーナンPayサービス利用取扱店契約を締結している当社グループ会社等、本サービスの利用により、利用者に商品等の販売または提供を行うものをいいます。なお、具体的な取扱店の場所や情報に関しては、本規約附則に記載されたコーナンPayサービスお問い合わせ窓口

- にお電話でお問い合わせいただくか、
当社ホームページ (<https://www.hc-kohnan.com/>) でご確認ください。
- (7) チャージとは、利用者が、当社所定の方法により、モバイルカードにマネーを加算することをいいます。
 - (8) オンラインチャージとは、利用登録者が、スマートフォン等に表示されたアプリの手順に従い、当社所定の方法にて、クレジットカードを決済手段としてチャージすることをいいます。
 - (9) コーナンマネー残高（以下「マネー残高」といいます。）とは、モバイルカードにチャージもしくは特典として付与され、利用者が利用することのできるコーナンマネーの量をいいます。
 - (10) コーナンアプリ（以下「アプリ」といいます。）とは、当社がスマートフォン等の情報端末向けに提供する無料アプリケーションソフトウェアであり、インターネット等を通じて利用者がスマートフォン等にダウンロード、インストールし起動することにより、モバイルカードや当社が提供する情報サービスを受けることができるソフトウェアをいいます。
 - (11) 利用端末とは、取扱店または取扱店の指定する場所に設置された、マネーの読取りおよび引き取り、取引データの記録その他のマネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
 - (12) スマートフォン等とは、当社が提供するアプリをダウンロード、インストールし、起動したうえで、モバイルカードを表示、利用できる情報端末をいいます。
 - (13) 登録スマートフォン等とは、利用登録者が、アプリをスマートフォン等にダウンロード、インストールし、起動したうえでモバイルカードメニューから本規約への同意手続きおよび所定の利用者登録を行っていただき、当社が発行し、利用登録者がマネーを管理および利用するためのバーコードを表示することのできるスマートフォン等をいいます。
 - (14) チャージ端末とは、チャージを行うための機器をいいます。

第3条（利用前の準備）

1. 利用者がモバイルカードを用いてコーナンPayサービスを利用するためには、利用者が自身の費用と負担でスマートフォン等を入手し、通信事業者との間で必要な環境を整えるものとします。
2. スマートフォン等の品質または欠陥に関する問題については、当社はその責任を負わないものとし、それらの問題が生じた場合には、利用者と当該スマートフォン等の提供者との間で解決するものとします。
3. 利用者はスマートフォン等で本サービスの利用を可能にするため、アプリのモバイルカードメニューより画面上に表示された当社所定の手続きおよび手順に従い、機器操作を実行するものとします。なお、スマートフォン等の利用状況等によっては、利用者はスマートフォン等で本サービスを利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第4条（モバイルカードの発行）

1. 当社は、アプリのモバイルカードメニューにより画面上に表示される手順に従い利用に必要な利用者情報の登録をし、本規約に同意された利用登録者のスマートフォン等

にモバイルカードを発行します。モバイルカードは、利用者本人以外は使用できません。

2. 利用者は、善良なる管理者の注意をもってモバイルカードを使用し管理しなければなりません。また、モバイルカードを貸与・譲渡・売却・担保提供その他の処分をなすことや、カード番号その他のモバイルカード固有の情報を当社または取扱店以外の第三者に情報提供することもできません。当社は、利用者が前記に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切の責任を負わないものとしします。
3. 利用登録者は、利用登録者がアプリを通じて登録し、当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとしします。

第5条（不正使用等）

利用者は、モバイルカードおよびモバイルカードに表示のバーコード等の偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。また、当社が当社所定の定めにより、不正な使用であると判断した場合は、当該モバイルカードについて、使用停止措置をとること、またはこれを無効とすることができるものとしします。

第6条（パスワードの管理）

1. 当社は、利用登録者にパスワードを登録していただきます。
2. 利用登録者は、パスワードを他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとしします。
3. パスワードを使用して行なわれた行為は、その利用登録者の行為とみなします。
4. 利用登録者によるパスワードの管理または誤用に起因して生じた利用登録者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとしします。
5. 利用登録者は、パスワードを忘れた場合またはパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに本規約末尾に記載のコーナンPayサービス窓口へ連絡の上、当社の指示に従うものとしします。

第7条（チャージ）

1. 利用者は、当社所定場所・方法にて1,000円単位でチャージすることができます。
2. 利用者は、1枚のモバイルカードに対して、マネー残高200,000円を上限としてチャージができます。1回にチャージできる金額は、49,000円を上限とします。ただし、オンラインチャージに限り100,000円を限度とします。

第8条（本サービスの利用）

1. 利用者は、取扱店で本サービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他金券類、切手、はがき、印紙類、取扱店指定の一部商品について、取扱店により利用を制限する場合があります。
2. 利用者が取扱店で本サービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、利用者のモバイルカードから利用額に相当するマネーが差し引かれ、利用端末に当該マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとしします。
3. 利用者は、取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識されたマネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、利用者

はその不足額を当社または取扱店が定める方法により、支払うものとします。

4. 利用者は、取扱店において、商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるモバイルカードの枚数は、1回の支払（1決済）につき、1枚に限ります。
5. 利用者は、本サービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示されるマネー残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で取扱店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、利用者は、当該マネー残高について誤りがないことを確認したものとみなします。

第9条（マネー残高の確認）

1. マネー残高は、アプリ画面で確認する事ができます。
2. マネー残高は、本規約第8条5項に規定するレシートによるほか、利用端末およびチャージ端末ならびに取扱店にてモバイルカードを提示していただくことにより確認することができます。
3. 前項のほか、利用者は、マネー残高を当社の指定するWebサイト（<https://www.vcsys.com/s/hc-kohnan/m/>）により確認することができます。この場合、16桁のカード番号と6桁のPIN番号が必要です。

第10条（コーナンマネーの合算）

1. 利用者は、当社が別途定める場合を除き、マネーを他のモバイルカード、コーナンPayカードに移転することはできません。
2. 当社が別途定める基準にて移転を認めた場合は、移転したマネー残高等の利用期限その他条件については、データ移転時点を起点として、当社所定基準にて利用期限延長等の条件変更を行う場合があります。ただし、移転先のモバイルカード、コーナンPayカードのマネー残高が200,000円を超える場合は、移転できないものとします。また、マネー残高の移転の取り消しはできないものとします。

第11条（機種変更）

1. 利用者は、利用登録者が登録スマートフォン等の機種変更をする場合、当社所定の方法で、新しいスマートフォン等に機種変更前の登録スマートフォン等のモバイルカードに記録されていたマネーおよび特典を引き継いだモバイルカードを再登録することができます。
2. 前項の場合、利用登録者は、新しいスマートフォン等で第3条の利用前の準備を行なったうえでアプリのモバイルカードメニュー画面に表示される手順に従い所定の操作を行なうものとします。

第12条（発行手数料）

モバイルカードの発行および再登録手数料は無料とします。

第13条（本サービスの利用ができない場合）

利用者は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、本サービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ならびにマネー残高およびチャージ特典マネー、期間限定マネー等内訳を確認することができません。

- (1) 本サービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

- (2) 登録スマートフォン等・利用端末・チャージ端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響・停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) モバイルカードを利用するためのアプリにシステム障害がある場合。
- (4) アプリのバージョンが最新でない場合。この場合利用者は、アプリがアプリのバージョンアップ以外の機能を実行できないことをあらかじめ承諾するものとします。
- (5) 利用者が故意または過失により登録スマートフォン等でマネーの利用を不可能にするための機器操作を行なった場合。
- (6) その他やむを得ない事由のある場合。

第14条（利用登録者の退会および資格喪失）

1. 利用登録者は、当社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、利用登録者資格が喪失されます。
2. 登録スマートフォン等において、入退会の手続きを繰り返しおこなった場合には、本サービスを利用できなくなることがあります。
3. 利用者が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により利用者資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、利用者によるマネーの利用を直ちに中止させ、マネー残高をゼロとすることができます。
 - (1) モバイルカードまたはマネーを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
 - (2) モバイルカードまたはマネーを不正に使用・利用した場合。
 - (3) 利用登録者が利用登録時に申告した事項が事実と異なる場合。
 - (4) その他、利用者が本規約に違反した場合。（記載時においては、事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）
 - (5) 上記に準ずる行為があり、当社が利用者として不適格と判断した場合。
3. 利用者が死亡した場合には、利用者資格は喪失され、一切の本サービスを利用できなくなります。この場合マネー残高はゼロとなり、また現金の払戻しも行われません。

第15条（換金等不可）

本規約第22条2項の場合を除き、マネーの換金または現金の払戻しはできません。

第16条（登録スマートフォン等の破損、汚損、喪失時の措置）

1. 当社は、利用登録者の登録スマートフォン等が破損、汚損、喪失等の理由によりモバイルカードが使用できなくなった場合、当社にその旨届け出があり、本人確認が完了している場合に限り、当社所定の方法により、利用登録者から届出時点で確定したマネー残高を当社所定の期間経過後、利用登録者が保有する別のスマートフォン等のモバイルカードに引き継ぐものとします。なお、利用登録者が希望し当社がこれを認めた場合に限り、利用登録者が新たに保有するコーナンPayカードに引き継ぐものとします。
2. 前項の場合、利用登録者から登録スマートフォン等の破損、汚損、喪失等の届出に基づき、当社は、利用登録者が喪失したモバイルカードについて、使用停止措置をとるものとします。なお、利用登録者が当該届出を撤回することはできません。
3. 利用登録者が登録スマートフォン等の破損、汚損、喪失を届け出してから当社による使用停止措置が完了するまで、一定の期間を要することを利用登録者は了承するものとします。

4. 使用停止措置が完了する前に、モバイルカードが第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。

第17条（取扱店との紛議）

1. 利用者が、本サービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、利用者と取扱店との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、利用者は、当社および当該取扱店に対し、マネーの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第18条（個人情報の収集・利用）

利用登録者（本条においては、本サービスの利用登録をしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・性別・住所・郵便番号・電話番号・興味のあるジャンル等、利用登録者が利用登録時および利用登録後に当社に届け出た事項および本サービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が別途定める「コーナンPay個人情報の取扱い方針」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。

第19条（不正な取得・利用等）

1. 次のいずれかに該当する場合は、当社は利用者のモバイルカードの利用をお断りし、モバイルカード自体を無効扱いとします。
 - (1) 利用者が不正な方法によりモバイルカードを取得され、または、利用者が不正な方法によりモバイルカードを取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合。
 - (2) モバイルカードが改ざん、偽造、または変造されたものである場合。
 - (3) 本規約に違反した場合。
 - (4) その他、モバイルカードの利用が不正であると当社が認める場合。
2. 当社は前項各号の疑いがある場合、調査のため一時的に当該モバイルカードの使用停止措置を講じることができるものとします。
3. 本条1項各号の場合においても、マネーの換金、現金による払い戻しはできません。

第20条（反社会的勢力の排除）

利用登録者（本条においては本サービスの利用登録をしようとする方を含みます。）を含む利用者は、現在、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含みます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第21条（規約の変更）

1. 当社は、当社所定の方法により事前に利用者に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、利用者がチャージ、本サービスを利用した商品等の購入をした場合には、当社は、利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。
2. 前項の告知がなされた後、利用者に異議がなく1カ月が経過した場合には、当社は、利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第22条（本サービスの終了）

1. 当社は、次のいずれかの場合には、利用者に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、本サービスを全面的に終了することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化。
 - (2) 法令の改廃。
 - (3) その他当社のやむを得ない都合による場合。
2. 前項の場合、利用者は当社の定める方法により、マネー残高（ただし、チャージマネーに対応するものに限り、）に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから3年経過した場合には、利用者は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第23条（利用期限に関する制限）

1. モバイルカードを最後に利用（利用とは、チャージおよび当該モバイルカードおよびコーナンPayカードによる商品購入による利用をさします。）した日の翌日を起算日として原則、3年間利用がない場合、当該モバイルカードは無効となり、当該モバイルカードのマネー残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はしないものとします。ただし、本規約第10条2項の別カードへのマネー残高の移転および第11条、第16条1項の再発行等による場合は、起算日および利用期限条件が当社の所定の基準にて変更される場合があります。
2. 利用者は、前項の利用期限が到来したモバイルカードのマネー残高の利用、払戻しの請求等、当該モバイルカードに関する一切の権利の行使ができないものとします。
3. 利用者は、モバイルカードを長期間にわたって利用されない場合は、本条1項の利用期限について十分注意しなければならないものとします。

第24条（制限責任）

本規約第13条に定める理由およびその他の理由により、利用者が本サービスを利用することができないことで、当該利用者に生じた不利益または損害について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きますが、この場合でも、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

第25条（免責）

当社は、モバイルカードを当社および取扱店で利用しようとする者が、当該モバイルカードの正当な保有者であるとみなすこととし、当該モバイルカードの保有者が正当な権利を有するか否かを確認する必要がないものとします。

第26条（通知の到達）

当社が、利用者に対して通知を行うにあたり、郵便・電子メール等の方法による場合には、当社は利用登録者から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第27条（業務委託）

当社は、本規約に基づく本サービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第28条（合意管轄裁判所）

利用者は、本規約に基づく取引に関して、当社および取扱店との間に紛争が生じた場合には、当社および取扱店の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審

の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第29条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

附則 本規約は、2019年4月1日から適用します。

【コーナンPayモバイルカードに表示されるコーナンPayマーク】

The logo for Konan Pay, featuring a stylized 'O' symbol followed by the text 'コーナンPay' in a bold, sans-serif font.

【ご相談窓口】

コーナンPayサービスに関するご質問またはご相談は、当社のホームページをご参照いただくか、下記の窓口までご連絡ください。

●コーナンPayサービスに関するお問い合わせ窓口

コーナンPayサービス窓口

- * 紛失、盗難等に関する使用停止のお問い合わせ（24時間 365日受付）
- * その他、カードに関するお問い合わせ
（9：00AM～5：00PM 土・日・祝・年末年始休業）

〒593-8324 大阪府堺市西区鳳東町6丁637番地1

フリーダイヤル 0120-057-257

コーナンPayサービス個人情報の取扱い方針

本方針において使用する用語は別段の定めのない限りコーナンPayモバイルカード規約における用語と同様の意味とします。

第1条（目的）

1. 利用登録者（本サービスの申込をしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、利用登録者が申込時および入会後に当社に届け出た事項および本サービスの利用履歴・お問合わせ内容（電話の録音等による音声情報を含みます。）等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が必要な保護措置を行ったうえで次の目的のために収集・利用することに同意します。なお、利用登録者は、利用登録者が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾します。
 - （1）本サービスおよび特典サービス、クーポン等の提供のため。
 - （2）マネーおよびサービス・商品を開発するため。
 - （3）商品等の承り・お引渡し、発送、配送およびリフォーム工事、レンタルサービス、介護法に基づく各種サービス等の承り、管理に利用するため。
 - （4）商品等の補償、加工、修理、アフターサービスに利用するため。
 - （5）市場調査、商品開発に利用するため。
 - （6）クレジットカード事業、集金代行業、個別信用購入あっせん事業、保証事業、保険代理店事業、金融商品仲介事業に利用するため。
 - （7）当社のご優待、商品情報、その他販売促進等の情報提供に利用するため。
 - （8）上記各号の事業に関する営業情報・お得情報その他の情報のご案内（お電話、Eメール等）および宣伝物、印刷物の送付のため。
 - （9）当社が提携した企業から受託した営業情報・お得情報のご案内（お電話、Eメール等）および宣伝物、印刷物の送付のため。
 - （10）音声情報については、利用登録者からのお問合わせ等の内容および当該お問合わせ等に対する当社の対応を記録し、必要に応じて確認することにより、適切な対応をするため。
 - （11）本方針第3条1項3号に掲げる目的のため。
2. 利用登録者は、当社が各種法令の規定により提出をもとめられた場合およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することにあらかじめ承認するものとします。

第2条（業務委託）

当社が前条に定める目的にかかる業務を第三者に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、前条により収集した個人情報を当該委託先に預託する場合があります。

第3条（共同利用）

利用登録者は、個人情報を当社と本項2号記載の者（以下「共同利用者」といいます。）が次のとおり共同して利用することに同意します。

- （1）共同利用する個人情報の項目

利用登録者の氏名・生年月日・住所・電話番号・その他利用登録者が入会申込時および入会後に当社に届け出た事項および本サービスの利用履歴等の情報。

(2) 共同利用者の範囲

当社および当社グループ会社、その他関連企業、ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店。

(3) 共同利用の目的

- ①特典サービス、クーポン等の提供のため。
- ②共同利用者が取扱うサービス・商品の開発のため。
- ③共同利用者が取扱うサービス・商品についてのお得情報その他の情報のご案内および宣伝物、印刷物の送付のため。
- ④共同利用者の店舗等でお買物に関するご連絡やご案内のため。
- ⑤利用登録者からのお問い合わせに対する回答、ご請求いただいた資料の送付のため。
- ⑥利用登録者が応募したキャンペーンなどの景品の発送や発送状況など関連する情報をご案内するため。

(4) 個人情報の管理についての責任

個人情報の管理についての責任は当社が有するものとします。

第4条（共同利用の中止）

当社は、本方針第1条1項9号、10号、第3条1項3号③により同意を得た範囲内で当社または共同利用者が当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社および共同利用者での利用を中止する措置をとります。

第5条（同意がない場合）

当社は、利用登録者が利用登録の申込みに際して、記入項目の全部または一部の記入を希望されない場合、または本方針に定める個人情報の取扱いについて同意されない場合は、利用登録をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。また、当該利用登録者は、当社が利用登録を認める場合でも、当社が提供するサービスの一部を受けることができない場合があることを承認するものとします。

第6条（ご案内等の中止）

本方針第1条1項9号、10号、第3条1項3号③に定めるお得情報のご案内に対する中止の申し出をいただいても、利用登録をお断りすることや退会の手続きをとることはございません。また、中止の申し出の後、再度お得情報のご案内を希望される場合は、当社が再開の措置をとります。

第7条（管理）

当社および共同利用者は、本方針第3条により共同利用する個人情報を厳正に管理し、利用登録者のプライバシー保護に十分に注意を払うとともに本方針第3条1項3号に定める目的以外には利用しないものとします。

第8条（開示）

利用登録者は、当社に対して、ご自身に関する個人情報を開示するよう請求できます。また、万一、当社の登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

個人情報の開示・訂正・削除等の利用登録者の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記におたずねください。

コーナン商事株式会社 お客様サービス部

(9:00AM~5:00PM 土・日・祝・年末年始休業)

〒593-8324 大阪府堺市西区鳳東町6丁637番地1

フリーダイヤル 0120-04-1910

コーナンPayモバイル特典サービス特約

第1条（本特約の目的）

1. 本特約は、コーナンPayサービスの利用者に対する付帯サービスとして提供される、利用者がマネーをチャージすること等により、当社の管理する特典である「チャージ特典マネー」ならびに「期間限定マネー」（以下、単に「特典」といいます。）を付与され、付与された特典を本特約の規定に従って利用することができるサービス（以下「特典サービス」といいます。）について定めることを目的とします。
2. 特典サービス以外の事項に関しては、当社または、取扱店が別途定める規約に従うものとします。

第2条（特典取扱店）

1. 特典サービスを提供することを当社との間で合意した取扱店（以下「特典取扱店」といいます。）と当社は、本特約に定めるところにより特典サービスを提供します。
2. 特典取扱店は、本特約附則に記載されたコーナンPayサービスお問い合わせ窓口にお電話でお問い合わせいただくか、
当社ホームページ（<https://www.hc-kohnan.com/>）でご確認いただけます。

第3条（特典付与の方法）

1. 利用者が、本サービスを利用し、当社および特典取扱店でマネーをチャージした場合に「チャージ特典マネー」が付与され、チャージを行ったモバイルカードを介して、所定のサーバーに記録されるものとします。
2. 当社および特典取扱店が別途定める基準を満たした場合は、当社および特典取扱店の判断にて、当該モバイルカードに対し「期間限定マネー」が付与され、所定のサーバーに記録されるものとします。
3. 特典付与率や付与日等の付与方法は特典取扱店により異なります。
4. 当社または特典取扱店は、本条1項および2項に定める場合のほか、一定の条件を定め、その条件を満たした利用登録者のモバイルカードに対して特典を付与することがあります。

第4条（特典利用について）

1. 付与された特典は、当社もしくは取扱店にて商品等の購入に利用することができます。
2. マネーを当社もしくは取扱店にて商品等の購入に利用する場合は、利用期限が短いものから優先して差し引かれます。利用期限が同じ場合、優先的に差し引かれる順序は、①期間限定マネー、②チャージ特典マネー、③チャージマネーの順となります。
3. 特典を換金することはできません。

第5条（特典残高の確認等）

1. 特典残高は、モバイルカードを利用した場合に当社および取扱店店舗等において交付されるレシートによるほか、利用端末およびチャージ端末ならびに取扱店にてモバイルカードを提示していただくことによりマネー残高の内訳として確認することができます。
2. 前項のほか、特典残高は、当社の指定するWebサイト（<https://www.vcsys.com/s/hc-kohnan/m/>）により確認すること

ができます。この場合、16桁のカード番号と6桁のP I N番号が必要です。なお、アプリを通じて、前記Webサイトの特典残高を確認することができます。

3. 利用者が商品等の購入にマネーを利用する場合、本特約第4条2項の優先順位で差し引かれるため、特典付与後利用者が、特典残高を確認しないまま商品等の購入に利用した場合、すでに差し引かれた特典残高を確認することができない場合があります。

第6条（モバイルカード引き継ぎ時の特典について）

利用者がモバイルカードを破損、汚損、喪失し、コーナンPayモバイルカード規約第16条に基づき、破損、汚損、喪失した当該モバイルカードのマネー残高を新たなカードに引き継いだ場合には、当社所定の方法により確認された特典残高が新たなカードに引き継がれるものとします。なお、使用停止措置が完了する前に第三者にマネー残高を使用された場合など、当社所定の方法により確認ができなかった特典については、当社および特典取扱店等は一切責任を負いません。

第7条（特典の付与ができない場合）

1. 利用登録者は、次のいずれかの場合においては、その期間において、特典付与ができません。
 - (1) 登録スマートフォン等が破損している場合。
 - (2) 本サービスシステムのシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止している場合。
 - (3) 停電、システム障害その他やむを得ない事情がある場合。
 - (4) モバイルカードの利用者が、本特約またはコーナンPayモバイルカード規約に違反し、または違反するおそれがある場合。

第8条（特典の利用期限）

1. 特典の利用期限は、チャージ特典は付与された日から3年を経過した日をもって、期間限定特典については付与された日から当社所定の期限をもって、自動的に喪失するものとします。ただし、付与後利用がある場合は、その利用日を起算日として変更される場合があります。
2. 利用期限までに使用されなかった特典は失効するものとします。
3. 利用登録者が退会する場合、当該退会までに特典残高を使いきっていない場合は、当社は当該特典残高をゼロとすることができ、また、特典残高の現金による払戻しもおこないません。ただし、コーナンP a yモバイルカード規約10条2項の手続きにて、コーナンP a yカードに特典残高が移行する場合は、コーナンP a yカード特典サービス特約に従い、特典残高を利用することができます。ただし、特典残高の現金による払戻しはできません。なお、利用者資格を喪失した場合は、特典残高は失効するものとします。

第9条（特典譲渡等の禁止）

1. 利用者は、特典を他人に貸与し、譲渡し、または質権等の担保の設定を一切することができないものとします。
2. 当社は、利用者が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切の責任を負わないものとします。

第10条（制限責任）

1. 当社は、特典に関して利用者に生じた不利益または損害等について、当社および特典取

扱店は責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きますが、この場合でも、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

2. 特典の取得、保有、利用等にもとない、公租公課その他費用が発生する場合には、利用者がこれを負担するものとします。

第11条（本特約の変更）

1. 当社は、当社所定の方法により事前に利用者に対して変更内容を告知することで、本特約を変更することができるものとします。
2. 前項の告知がなされた後、利用者に異議がなく1カ月が経過した場合には、当社は、利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第12条（コーナンPayモバイル特典サービスの終了）

当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等により、利用者に対し事前に当社所定の方法で周知したうえで、コーナンPayモバイル特典サービスを全面的に終了することができるものとします。

附則

本特約は、2019年4月1日から適用します。